

農林業センサスデータから見た 中山間地域等直接支払制度の実施集落の状況

令和 5 年 3 月

農林水産省

I 農業センサスデータを活用した分析にあたって

1 農業センサスデータの集計・分析にあたって

【はじめに】

中山間地域等直接支払制度は、平成12年度から5年間を一つの対策期間とする制度として始まり、現在、令和2年度から第5期対策を実施しているところである。

制度創設から20年が経過した中で、本制度を継続して実施してきた集落（16,647集落）と、これまで本制度を実施していない集落（7,148集落）では、農家数や農地面積等にどの程度の差が生じているのかなど、本制度が農村集落にどの程度の影響を及ぼしているのかを2010年及び2020年の農林業センサス結果を基にして、統計部の協力によりデータの集計・分析を行った。

【対象集落数】

農林業センサスの集計・分析対象農業集落

単位：農業集落数

農業集落数	都市的地域	平地地域	中山間地域	未実施集落	継続集落	基礎単価集落	体制整備単価集落	加算実施集落
134,497	28,729	33,892	71,876	7,148	16,647	4,340	10,394	1,913

資料：「農業センサス」、「中山間地域等直接支払実施状況」

※2020年の農業集落基準を用いるとともに、2020年と2010年の集落の範囲が一致した農業集落を対象としている。

【集計の対象及び用語】

集計に当たって、次の①から⑤に該当する農業集落であって、2020年農林業センサスの農業集落基準により2020年と2010年の集落の範囲が一致した農業集落を対象として、当該農業集落に存在する農家又は農業経営体を2010年及び2020年の農林業センサスから抽出し集計した。

なお、中山間地域のうち、未実施集落と継続集落以外の集落については、過去に本制度に取り組んだことがあるケースや、第5期対策から取り組み始めたケースなど、色々なケースがあることに留意が必要。

- ① **継続集落**：第1期対策から第4期対策末までの20年間、本制度を継続して実施した集落協定が存在する農業集落を市町村を通じて把握。
- ② **未実施集落**：これまで一度も本制度を実施したことがない農業集落を市町村を通じて把握。
- ③ **基礎単価集落**：継続集落のうち、第4期対策において、交付金単価の8割（以下「基礎単価」という。）の交付対象となる活動（耕作放棄地の防止活動、水路・農道等の管理、多面的機能の増進活動）のみを実施した集落協定が存在する農業集落。
- ④ **体制整備単価集落**：継続集落のうち、第4期対策において、基礎単価の活動に加えて、体制整備のための前向きな活動（農業生産性の向上、女性・若者等の参画を得た取組、集団的かつ持続可能な体制整備のいずれかを実施）をすることで、交付金単価の10割（以下「体制整備単価」という。）の交付対象となる活動を実施した集落協定が存在する農業集落。
- ⑤ **加算実施集落**：継続集落のうち、第4期対策において、集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算等を実施した集落協定が存在する農業集落。
- ⑥ **農業集落**：市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会をいう。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位。

2 農業地域類型別に見た自給的農家と農業経営体のどちらも存在しない農業集落の状況

自給的農家や農業経営体（以下「経営体等」という。）が存在しない農業集落数がどの程度あるのかを、2020年農林業センサスにおける農業集落を基準として、2010年農林業センサスの農業集落の範囲と一致した134,497農業集落を対象に、農業地域類型別に分析した。

※農林業センサスは属人調査であること、また集落外の担い手に農地を貸し付けることなどにより経営耕地面積が減少することがあることから、経営体等が存在しないことをもって、当該集落の農地面積が無くなったことにはならないことに留意が必要。

- 自給的農家と農業経営体のどちらも存在しない農業集落は、134,497集落のうち、2010年には全地域で5,214集落あったが、2020年には2,875集落増加して8,089集落となった。農業集落に占める割合は、4%から6%に2ポイント増加した。
 - 中山間地域では71,876集落のうち、2010年には3,680集落あったが、2020年には2,146集落増加して5,826集落となった。農業集落に占める割合は、5%から8%に3ポイント増加しており、中山間地域の農業集落の約1割が自給的農家も農業経営体も存在していない集落となっている。
- ⇒ 今後、高齢化がさらに進行することにより、離農する農家が増加し、自給的農家と農業経営体のどちらも存在しない集落がさらに出現することが考えられる。
- こうしたことから、単一の集落だけではなく、集落協定の連携や地域の団体が一体となった農地保全や農作業をサポートする仕組みづくりが必要となってくる。

自給的農家と農業経営体のどちらも存在しない農業集落数

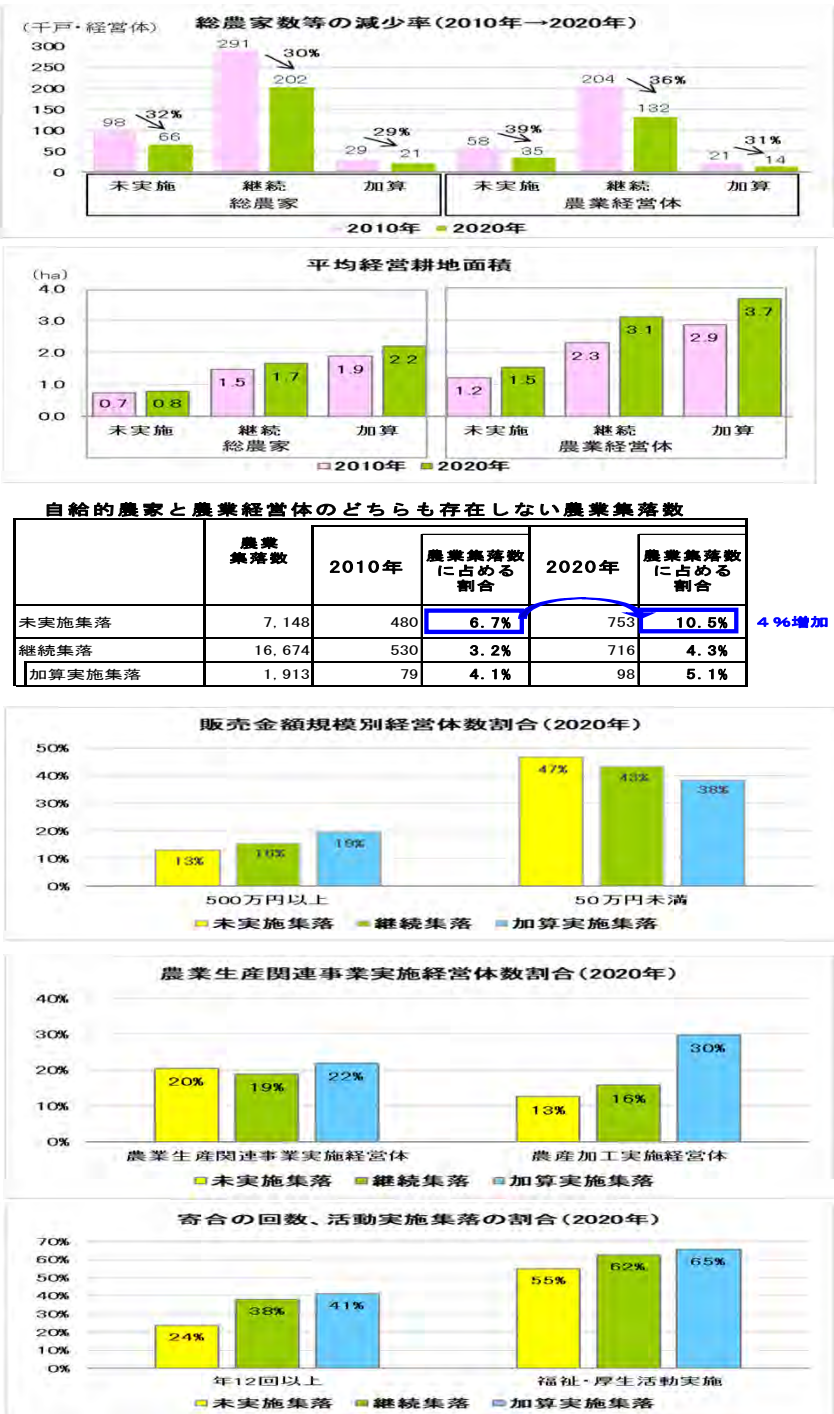
	農業集落数	2010年	農業集落数に占める割合	2020年	農業集落数に占める割合	
全地域 計	134,497	5,214	3.9%	8,089	6.0%	2%増加
都市的地域	28,729	1,091	3.8%	1,568	5.5%	
平地地域	33,892	443	1.3%	695	2.1%	3%増加
中山間地域	71,876	3,680	5.1%	5,826	8.1%	約1割の集落が自給的農家も農業経営体も存在しない状況

- 1: 農業経営体とは、
 - ①経営耕地面積(所有-貸付-耕作放棄+借入)が30a以上のもの、
 - ②過去一年間における農産物販売金額が50万円以上か、販売金額50万円以上に相当するとみられる規模以上(肥育牛飼養頭数1頭以上、露地野菜作付面積15a以上など)の農業を行うもの、
 - ③受託して農作業を行うもの世帯、法人、任意組織をいう。
- 2: 自給的農家とは、
経営耕地面積が30a未満、かつ過去1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

Ⅱ 農業センサスデータから見た中山間地域等直接支払制度の実施集落の状況

1 分析結果の概要

- ① 総農家数等の減少率(2020年までの10年間の動き)
総農家数・農業経営体数ともに、継続集落及び加算実施集落において、減少が抑制されており、本制度を継続している集落では、農業生産活動が維持されていることが伺える。
- ② 総農家と農業経営体の平均経営耕地面積(2010年・2020年)
平均経営耕地面積及び10年間の増加面積ともに、継続集落や加算実施集落では、経営規模が拡大していることから、農用地を維持しながら経営を継続していることが伺える。
- ③ 自給的農家と農業経営体のどちらも存在しない農業集落数
未実施集落では、1割を超える集落で自給的農家と農業経営体のどちらも存在しない状況となっており、本制度を継続している集落や加算を実施している集落では、農家等の減少が抑制されていることが伺える。
- ④ 農産物販売金額規模別経営体数の割合(2020年)
農産物販売金額が500万円以上の経営体の割合は、継続集落や加算実施集落で高いことから、本制度が営農の下支えの役割も担っていると考えられる。
- ⑤ 農業生産関連事業実施経営体の割合(2020年)
農業生産関連事業を実施している経営体の割合は、継続集落より未実施集落の方が高いものの、農産加工を実施している経営体の割合は、加算実施集落において高くなっており、加算実施集落の経営意欲の高さが伺える。
- ⑥ 寄合の回数別集落数の割合(2020年)
年間の寄合回数が12回以上の集落の割合は、継続集落や加算実施集落で高く、寄合の議題となった活動のうち、福祉・厚生活動を実施している集落の割合を見ても継続集落や加算実施集落が高いことから、本制度が地域コミュニティ維持だけでなく、集落の機能を下支えしていることが伺える。



2 総農家数と農業経営体数の動き（2010年から2020年の10年間の動き）

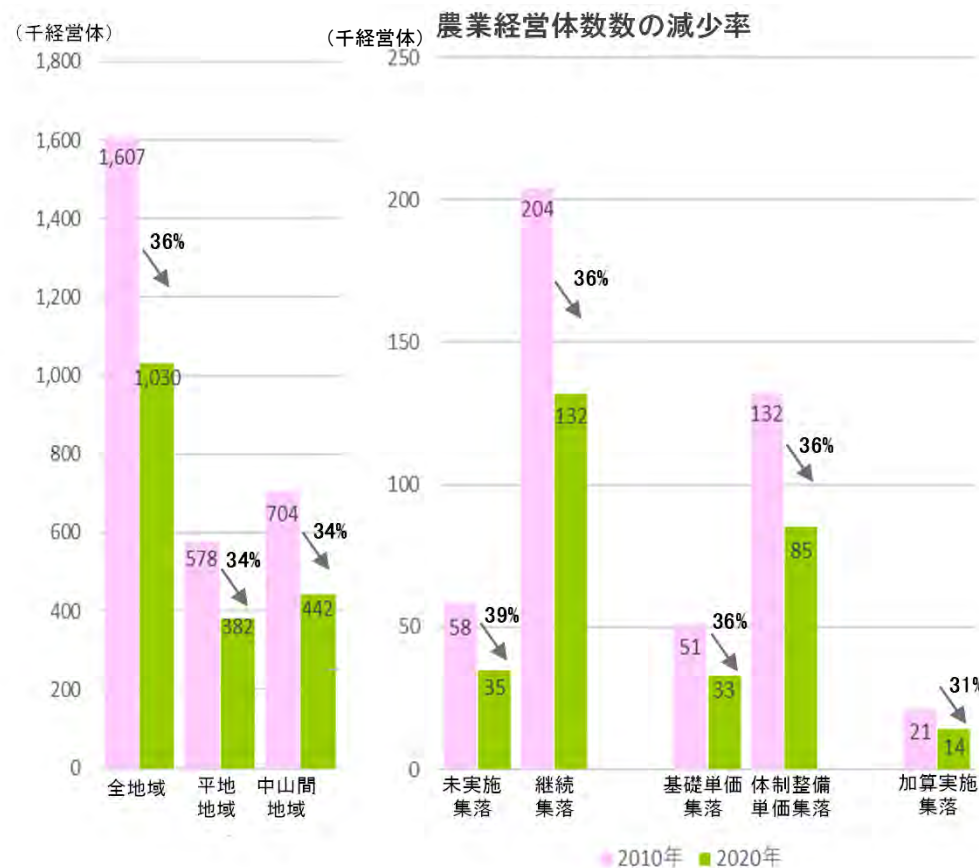
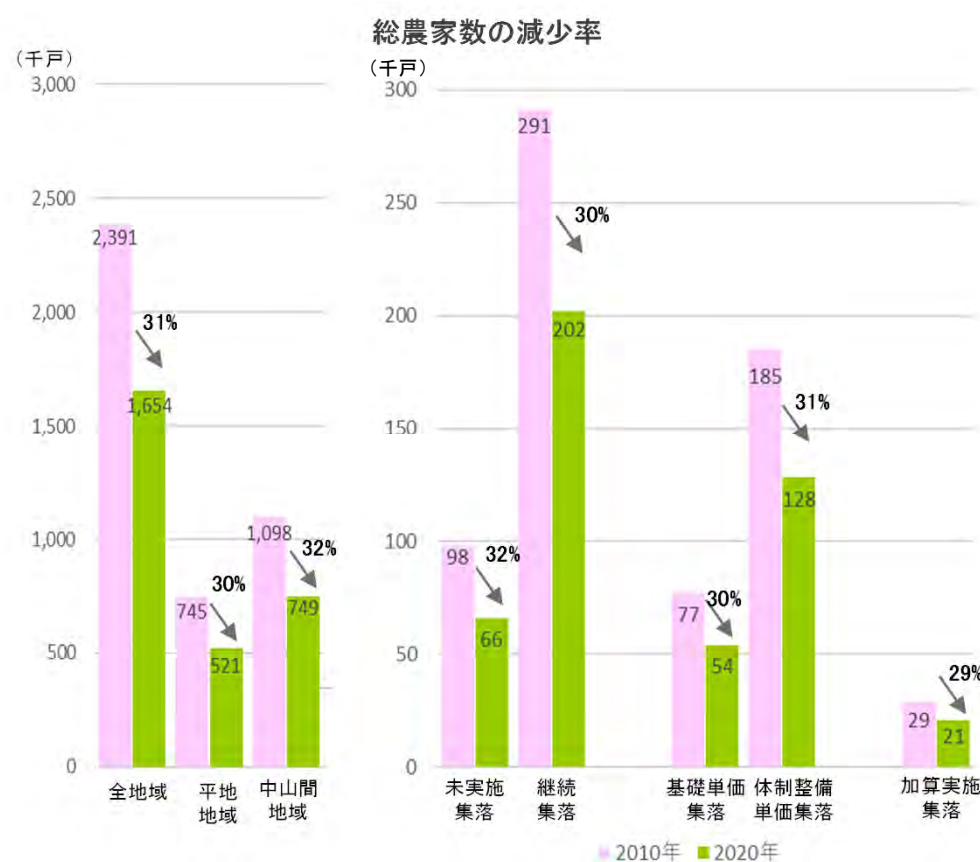
【総農家】

- 農業地域類型別に、この10年間の総農家数の減少率を見ると、全地域では31%減少しているのに対し、中山間地域では32%減少している。
- 未実施集落と継続集落では、継続集落の方が減少率が低く30%となっており、わずかではあるものの、継続集落では総農家数の減少が抑制されている。
- 基礎単価集落、体制整備単価集落及び加算実施集落では、加算実施集落の減少率が最も低く29%となっている。

【農業経営体】

- 農業地域類型別に、この10年間の農業経営体数の減少率を見ると、全地域では36%減少しているのに対し、中山間地域では34%の減少となっている。
- 未実施集落と継続集落では、継続集落の方が減少率が低く36%となっており、継続集落では農業経営体数の減少が抑制されている。
- 基礎単価集落、体制整備単価集落及び加算実施集落では、加算実施集落の減少率が最も低く31%となっている。

⇒ 総農家数・農業経営体数ともに、継続集落及び加算実施集落において、減少が抑制されており、本制度を継続している集落では、農業生産活動が維持されていることが伺える。



3 総農家・農業経営体の平均経営耕地面積の動き（2010年・2020年）

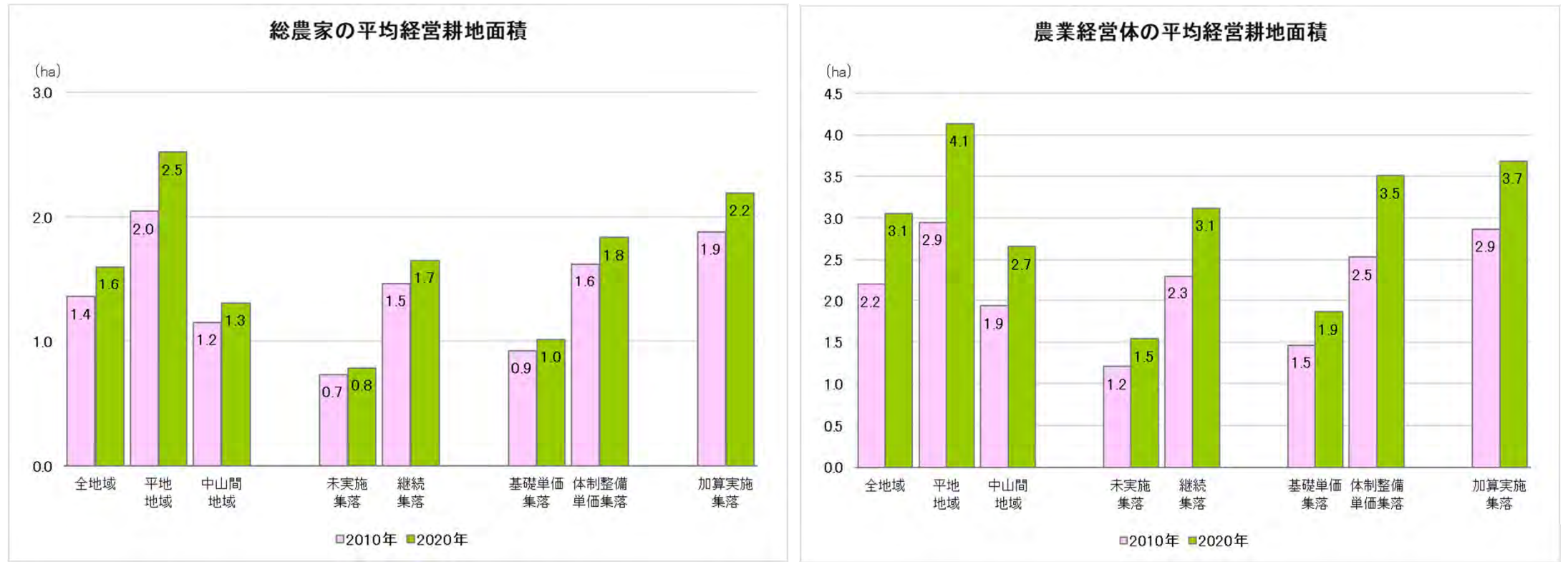
【総農家】

- 農業地域類型別に、2020年の平均経営耕地面積を見ると、平地地域が2.5haと最も大きく、10年間の増加面積も0.5haと最も増加している。
- 未実施集落と継続集落では、継続集落の平均面積は1.7ha、10年間の増加面積も0.2haと未実施集落より大きくなっている。
- 基礎単価集落、体制整備単価集落及び加算実施集落では、加算実施集落が平均面積2.2ha、10年間の増加面積も0.3haと最も大きくなっている。

【農業経営体】

- 農業地域類型別に、2020年の平均経営耕地面積を見ると、平地地域が4.1haと最も大きく、10年間の増加面積も1.2haと最も増加している。
- 未実施集落と継続集落では、継続集落の平均面積は3.1ha、10年間の増加面積も0.8haと未実施集落より大きくなっている。
- 基礎単価集落、体制整備単価集落及び加算実施集落では、平均面積は加算実施集落が3.7ha、10年間の増加面積は体制整備単価集落が1.0haと最も大きくなっている。

⇒ 経営体等が減少する中で、平均経営耕地面積及び10年間の増加面積ともに、継続集落や加算実施集落の方が未実施集落に比べて経営規模が拡大していることから、農用地を維持しながら経営を継続していることが伺える。



資料：農林水産省統計部「農林業センサス」

4 継続集落等における自給的農家と農業経営体のどちらも存在しない農業集落の状況

自給的農家や農業経営体（以下「経営体等」という。）が存在しない農業集落がどの程度あるのかを、2020年農林業センサスにおける農業集落を基準として、2010年農林業センサスの農業集落の範囲と一致した農業集落を対象に未実施集落と継続集落の差を分析した。

※農林業センサスは属人調査であること、また集落外の担い手に農地を貸し付けることなどにより経営耕地面積が減少することがあることから、経営体等が存在しないことをもって、当該集落の農地面積が無くなったことにはならないことに留意が必要。

- 自給的農家と農業経営体のどちらも存在しない農業集落は、継続集落では16,674集落のうち、2010年には530集落あったが、2020年には186集落増加して716集落となった。農業集落に占める割合は、3%から4%に1ポイント増加した。
- 加算実施集落は1,913集落のうち、2010年には79集落あったが、2020年には19集落増加して98集落となった。農業集落に占める割合は、4%から5%に1ポイント増加した。
- 未実施集落は7,148集落のうち、2010年には480集落あったが、2020年には273集落増加して753集落となった。農業集落に占める割合は、7%から11%に4ポイント増加しており、未実施集落のうち、1割を超える農業集落が自給的農家も農業経営体も存在しない集落となっている。

⇒ 農業集落に占める自給的農家のみが存在する農業集落の割合は、未実施集落において増加が顕著となっており、未実施集落のうち、1割を超える集落で自給的農家と農業経営体のどちらも存在しない状況であることから、本制度を継続している集落や加算を実施している集落では、経営体等の減少が抑制されていることが伺える。

自給的農家と農業経営体のどちらも存在しない農業集落数

	農業 集落数	2010年	農業集落数 に占める 割合	2020年	農業集落数 に占める 割合
中山間地域	71,876	3,680	5.1%	5,826	8.1%
未実施集落	7,148	480	6.7%	753	10.5%
継続集落	16,674	530	3.2%	716	4.3%
基礎単価集落	4,340	125	2.9%	177	4.1%
体制整備単価集落	10,394	326	3.1%	441	4.2%
加算実施集落	1,913	79	4.1%	98	5.1%

4%増加
1割以上の集落が自給的農家も農業経営体も存在しない状況

1%増加

1%増加

5 農業経営体の販売金額規模別経営体数の割合

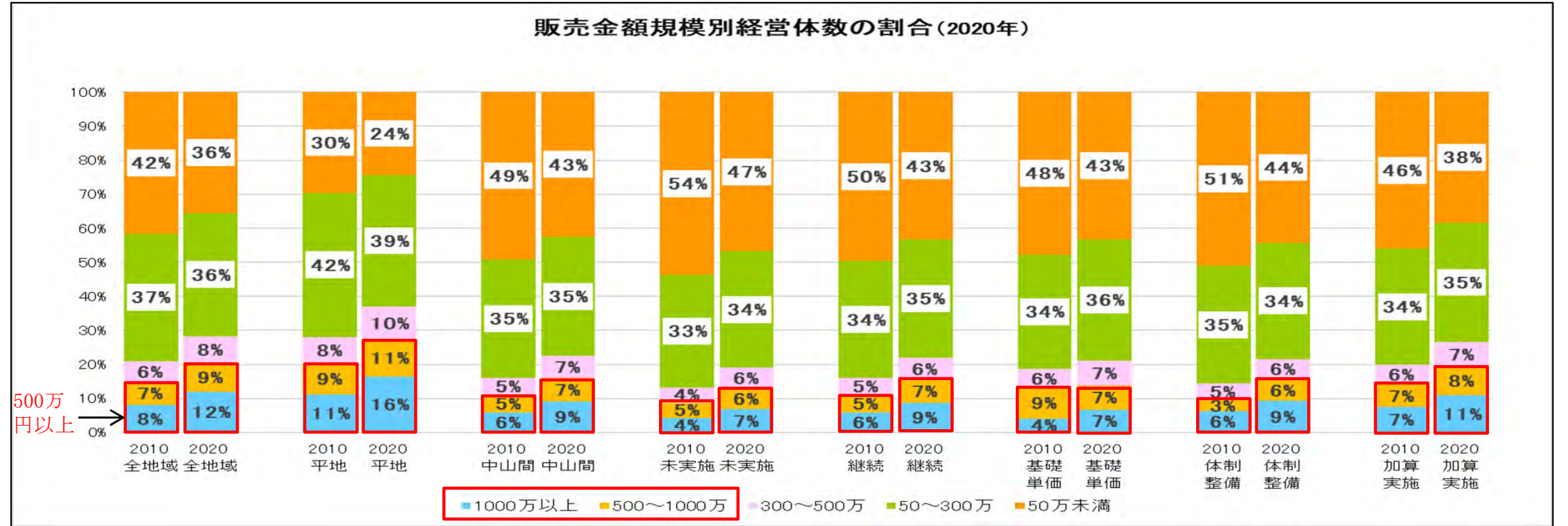
【農業地域類型別】

- 2020年の農業経営体における販売金額規模別経営体数割合を農業地域類型別に見ると、500万円以上の階層は平地地域が27%と最も高くなっており、この10年間で割合は7%増加した。中山間地域の500万円以上の階層の割合は16%で、この10年間では5%増加した。
- 50万円未満の階層は中山間地域が43%と最も高くなっているものの、この10年間で割合は6%減少した。

【継続実施・未実施等集落別】

- 2020年の農業経営体における販売金額規模別経営体数割合を未実施集落と継続集落等別に見ると、500万円以上の階層は未実施集落の13%に対して、継続集落は16%となっている。50万円未満の階層は、未実施集落の47%に対して、継続集落では43%となっている。
- 500万円以上の階層の10年間の増減率は、未実施集落の4%に対して、継続集落では5%となっている。
- 基礎単価集落、体制整備単価集落及び加算実施集落では、500万円以上の階層は加算実施集落においての割合が最も高く、50万円未満の階層では加算実施集落が最も低くなっている。

⇒ 農産物販売金額500万円以上の経営体の割合は、継続集落や加算実施集落で高くなっていることから、本制度を継続して実施している集落では、本制度が営農の下支えの役割も担っていると考えられる。



6 農業経営体に占める農業生産関連事業を実施している経営体の割合

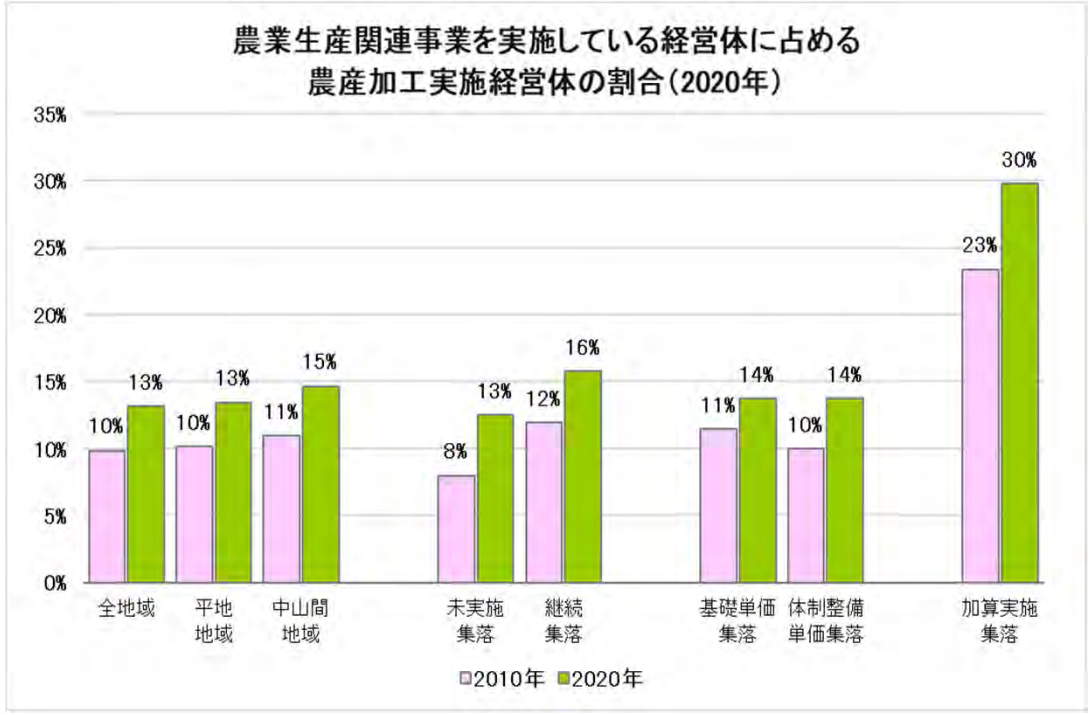
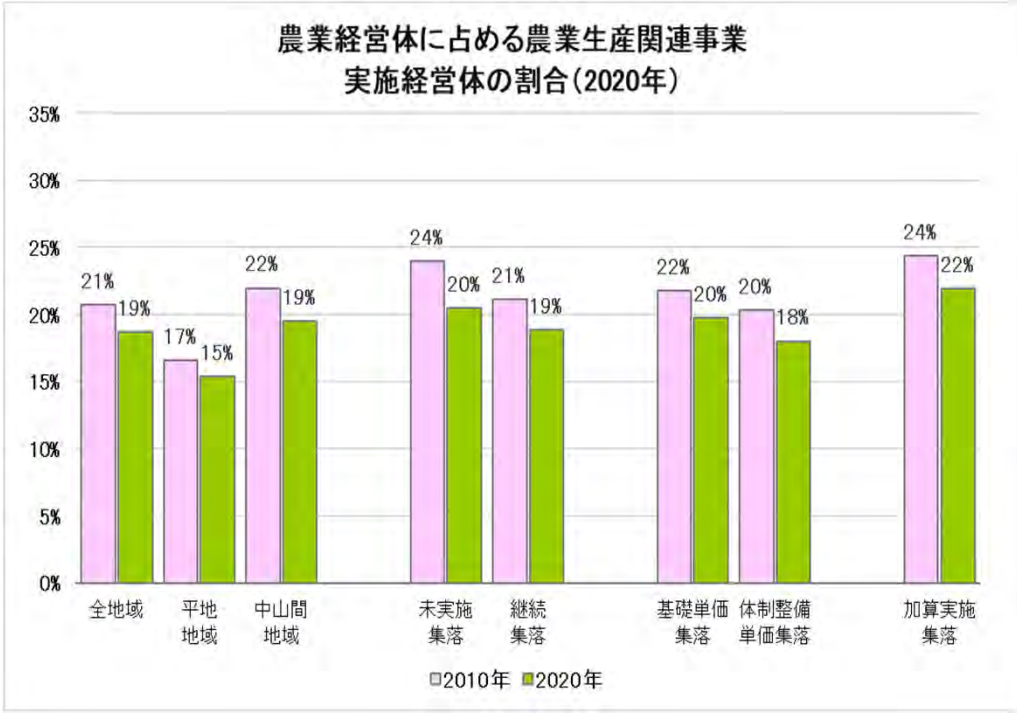
【農業生産関連事業実施経営体の割合】

- 2020年の農業経営体に占める農業生産関連事業を実施している経営体の割合を農業地域類型別に見ると、中山間地域の実施率は19%で、この10年間で3%減少した。
- 未実施集落と継続集落では、未実施集落での実施割合が20%と高くなっているものの、この10年間で4%減少した。
- 基礎単価集落、体制整備単価集落及び加算実施集落では、加算実施集落が22%と高くなっているものの、この10年間で2%減少した。

【農業生産関連事業別実施経営体に占める農産加工実施経営体の割合】

- 2020年に農業生産関連事業を実施した経営体のうち、地域資源を活用した地域の特産品開発にもつなげる農産加工を実施した経営体の割合を農業地域類型別に見ると、中山間地域では15%の経営体が農産加工を実施しており、この10年間で4%増加した。
- 未実施集落と継続集落では、継続集落において16%の経営体が農産加工を実施しており、この10年間で4%増加した。
- 基礎単価集落、体制整備単価集落及び加算実施集落では、加算実施集落において30%の経営体が農産加工を実施しており、この10年間で7%増加した。

⇒ 農業生産関連事業を実施している経営体の割合は、継続集落より未実施集落の方が高いものの、農産加工を実施している経営体の割合は、加算実施集落において高くなっており、加算実施集落の経営意欲の高さが伺える。



7 寄合の実施回数別集落割合と主な活動状況別集落数割合（2020年）

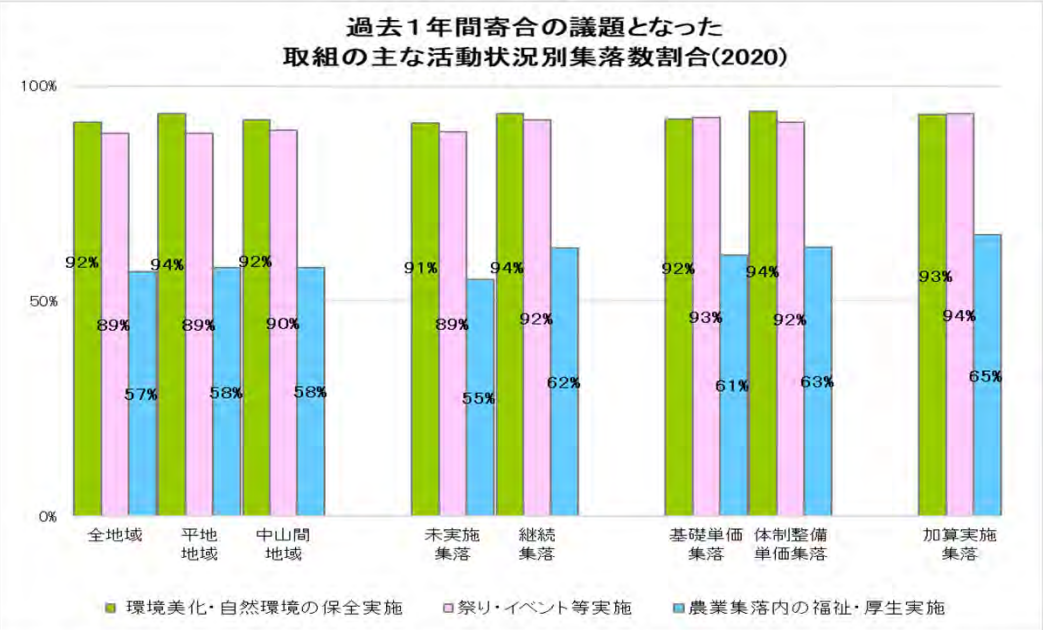
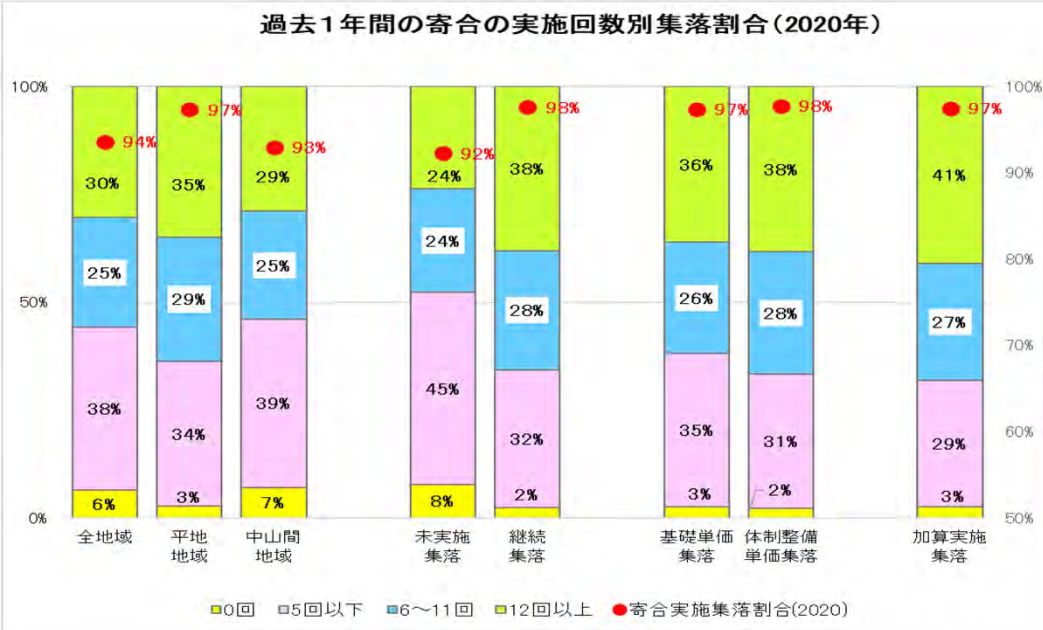
【過去1年間の寄合の実施回数別集落数の割合（2020年）】

- 過去1年間の寄合の実施回数別農業集落の割合を農業地域類型別に見ると、年5回以下の実施集落は中山間地域が39%と最も高くなっている一方、年12回以上の実施集落は平地地域が35%と最も高くなっている。寄合を実施している集落の割合は、平地地域が97%と最も高くなっている。
- 未実施集落と継続集落では、年5回以下の実施集落は未実施集落が45%と高くなっている一方、年12回以上実施の集落は継続集落が38%と高くなっている。寄合を実施している集落の割合は、継続集落が98%と高くなっている。
- 基礎単価集落、体制整備単価集落及び加算実施集落では、年5回以下の実施集落は基礎単価集落が35%と高くなっている一方、年12回以上実施の集落は加算実施集落が41%と高くなっている。寄合を実施している集落の割合については、差はあまり生じていない。

【過去1年間の寄合の議題となった取組の主な活動状況別集落数の割合（2020年）】

- 過去1年間の寄合の議題となった取組の主な活動状況別農業集落の割合を農業地域類型別に見ると、環境美化・自然環境保全等の活動は平地地域が94%と最も高くなっている一方、祭り・イベント等の活動や福祉・厚生等の活動については、差はあまり生じていない。
- 未実施集落と継続集落では、継続集落において、環境美化・自然環境保全等の活動が94%、祭り・イベント等の活動が92%、福祉・厚生等の活動が62%で、いずれも未実施集落より高い割合となっている。
- 基礎単価集落、体制整備単価集落及び加算実施集落では、環境美化・自然環境保全等の活動は体制整備単価集落が94%で最も高くなっており、祭り・イベント等の活動と福祉・厚生等の活動については、加算実施集落が94%と65%でいずれも最も高くなっている。

⇒ 年間の寄合回数12回以上の集落の割合は継続集落や加算実施集落で高く、活動状況についても未実施集落に比べて継続集落や加算実施集落の実施割合が高いことから、本制度が地域コミュニティ維持だけでなく、集落の機能を下支えしていることが伺える。

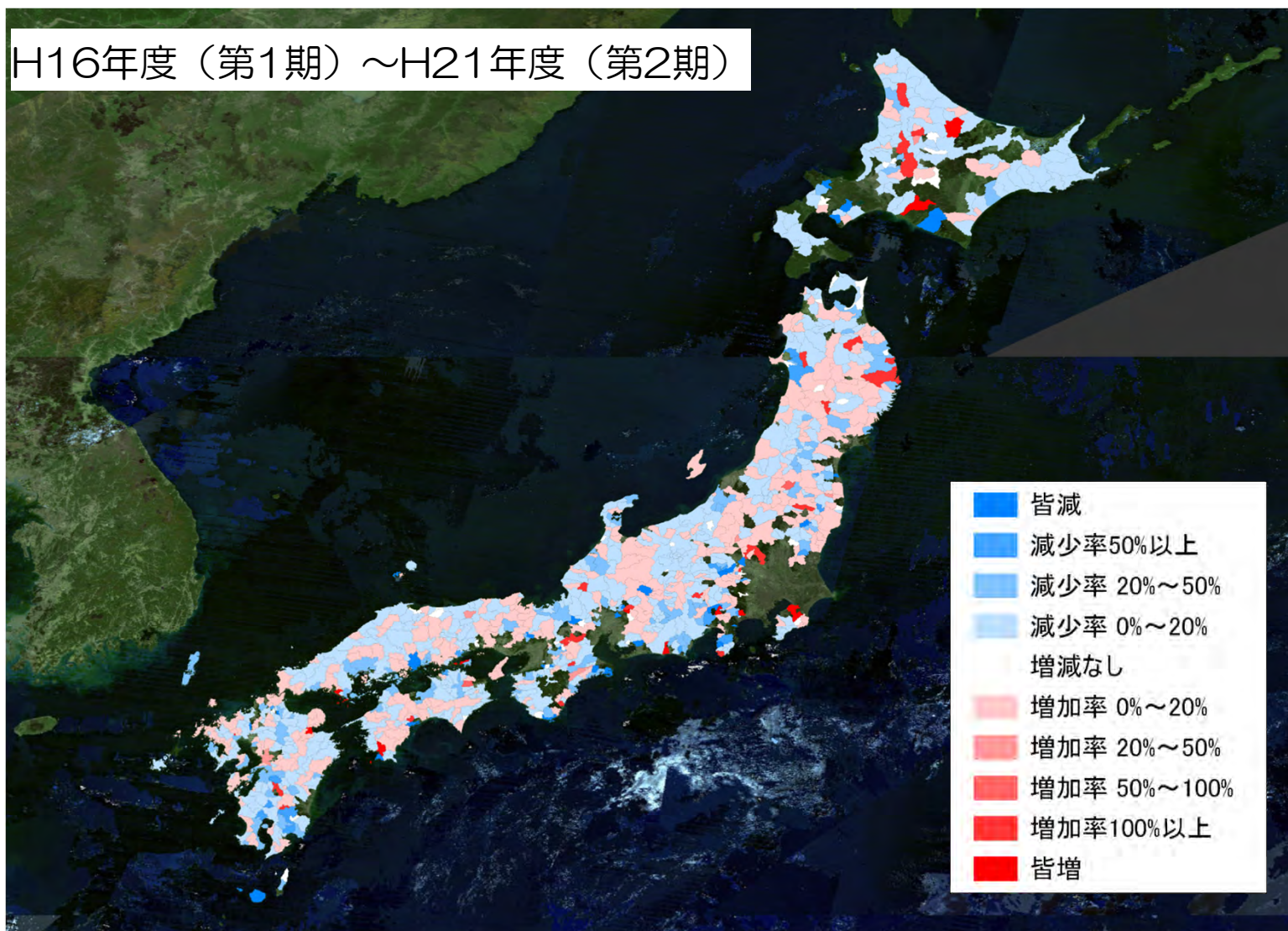


Ⅳ (参考)
各対策期間末における
中山間地域等直接支払制度実施市町村の協定面積（集落協定）の変化

- 次頁以降は、
 - ・ 第1期対策期間末（H16年度）から第2期対策期間末（H21年度）
 - ・ 第2期対策期間末（H21年度）から第3期対策期間末（H26年度）
 - ・ 第3期対策期間末（H26年度）から第4期対策期間末（R 1 年度）
 - ・ 第4期対策期間末（R 1 年度）からR 3 年度に本制度を実施した市町村における集落協定の協定面積について、その増減の状況を地図化した。
- 第1期対策期間から第2期対策期間当時は、市町村合併が行われていたことから、現在の市町村の範囲に合わせて地図化している。
- 地図において、
 - ・ 「皆増」とは、5年間の中で本制度への取り組みを始めた市町村
 - ・ 「皆減」とは、5年間の中で本制度に取り組む集落協定が無くなった市町村としている。

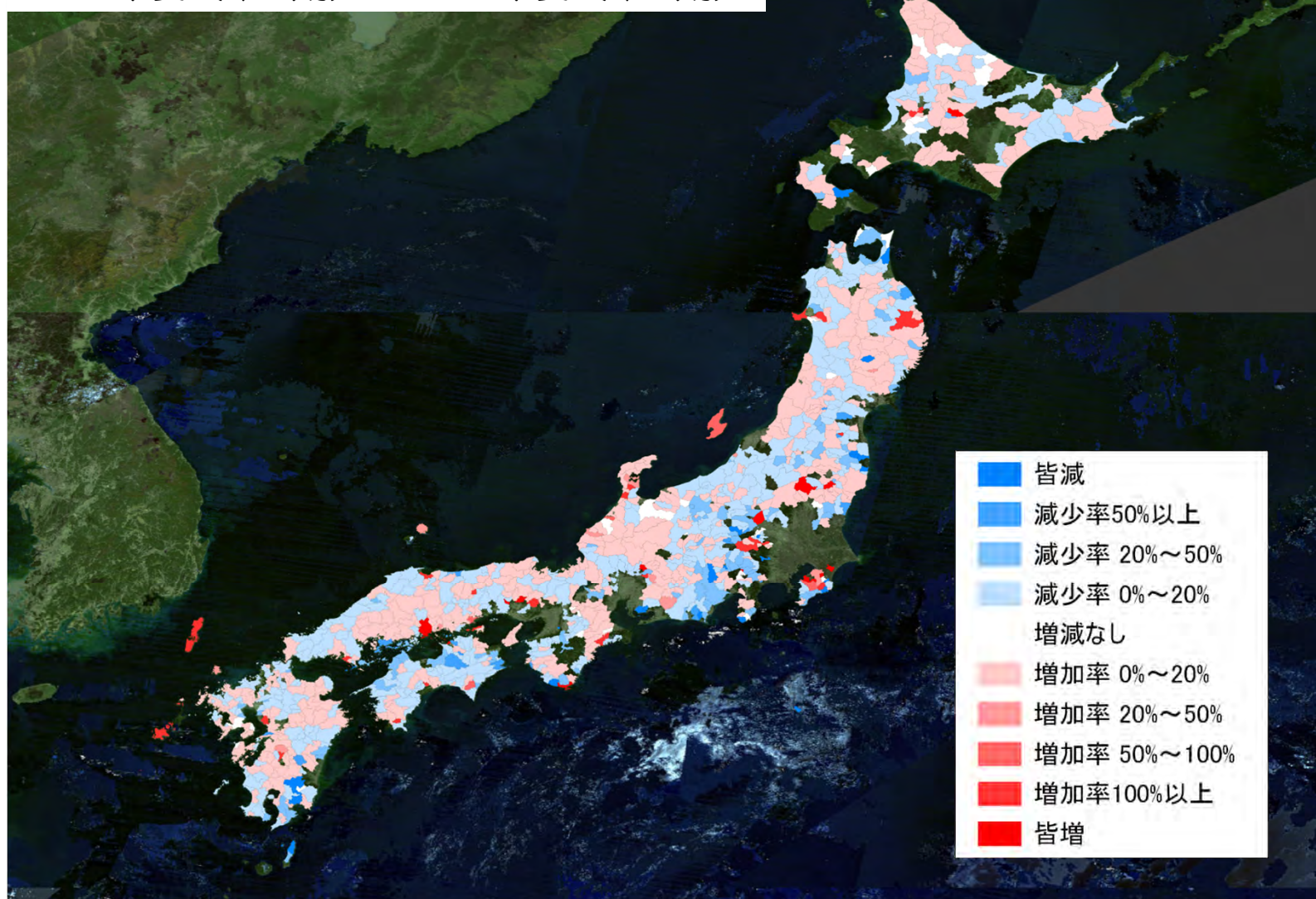
各対策期間末における中山間地域等直接支払制度実施市町村の協定面積（集落協定）の変化

- H16年度の実施市町村は1,021市町村で協定面積は660千ha、H21年度の実施市町村は1,000市町村で660千haであった。
- この5年間で皆増した市町村数は14、皆減した市町村数は35であった。
- 第2期対策期間から、農業生産活動を継続する前向きな取組を行う場合に交付単価の10割を交付する「体制整備単価」の導入や、10から15年後の集落の将来像の明確化と、その実現に向けた5年間の活動内容を位置付ける「集落マスタープラン」の作成を義務付けた。



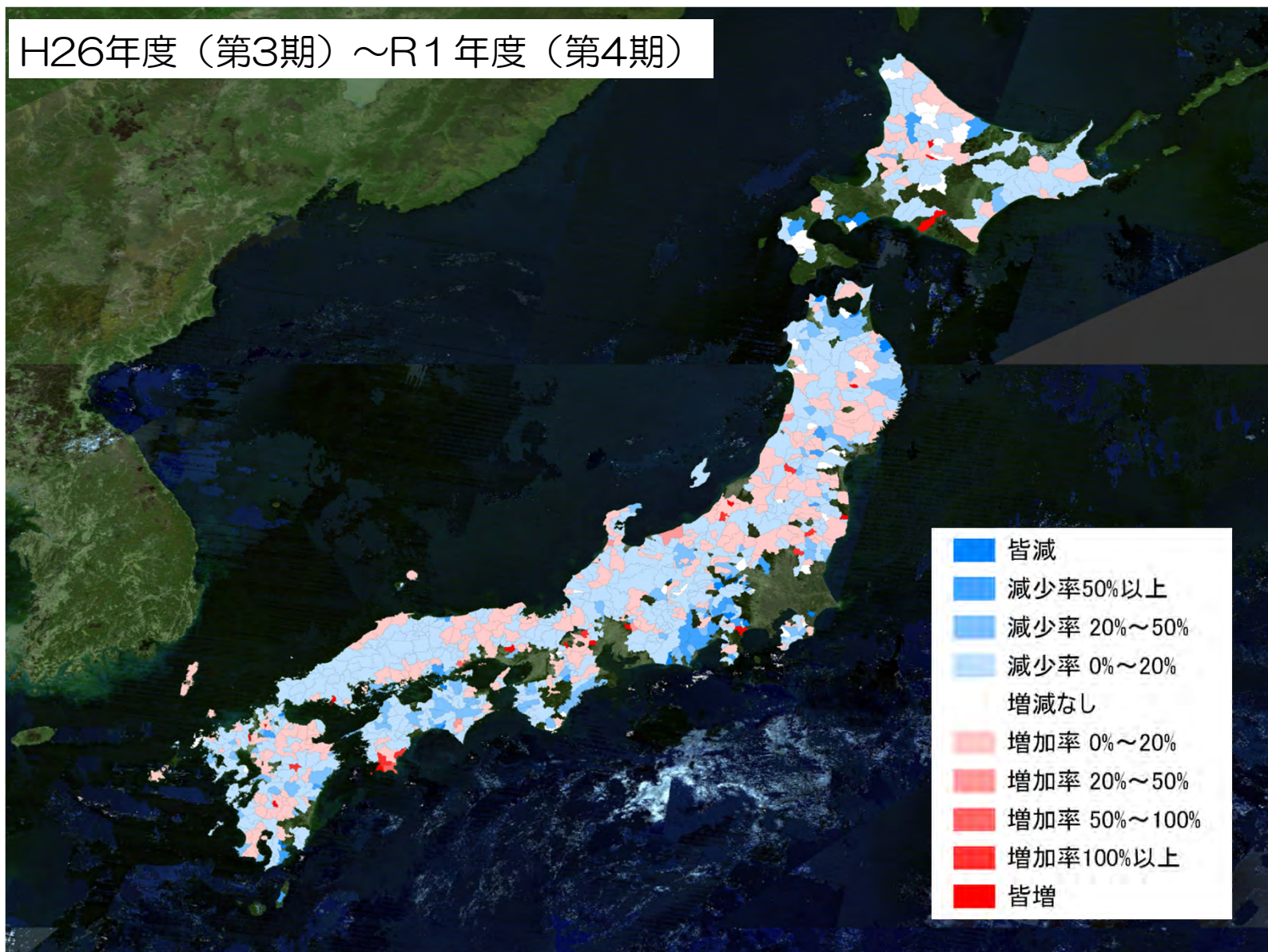
- H21年度の実施市町村は1,000市町村で協定面積は660千ha、H26年度の実施市町村は990市町村で682千haであった。
- この5年間で皆増した市町村数は17、皆減した市町村数は27であった。
- 第3期対策期間において、小規模・高齢化集落の農用地の保全を他の集落がサポートする「小規模・高齢化集落支援加算」、未実施集落等と連携し地域を担う人材を呼び込む活動等を行う協定を支援する「集落連携促進加算」をそれぞれ新設した。
- また、第3期対策期間から、生産条件が不利な離島の平地等を支援対象とする知事特認制度を拡充した。

H21年度（第2期）～H26年度（第3期）



- H26年度の実施市町村は990市町村で協定面積は682千ha、R 1年度の実施市町村は993市町村で666千haであった。
- この5年間で皆増した市町村数は21、皆減した市町村数は18であった。
- 第4期対策期間において、集落連携加算を拡充、超急傾斜加算を新設するとともに、R 1年度には次期対策への課題を踏まえて試行的な「地域営農体制緊急支援試行加算」（「人材活用整備型」、「集落機能強化型」、「スマート農業推進型」）を措置した。

H26年度（第3期）～R1年度（第4期）



- R 1 年度の実施市町村は993市町村で協定面積は666千ha、R 3 年度の実施市町村は989市町村で646千haであった。
- この期間で皆増した市町村数は13、皆減した市町村数は17であった。
- 第5期対策期間において、体制整備単価の要件を集落戦略の作成に一本化するとともに、R 1 年度に施行された棚田地域振興法に対応し、「指定棚田地域を対象地域に追加」し、「棚田地域振興活動加算」を新設、集落機能強化等の活動を支援する「集落機能強化加算」や生産性向上や省力化を図る活動を支援する「生産性向上加算」をそれぞれ新設した。

R1 年度（第4期）～R3 年度（第5期）

